

広田照幸・橋本伸也・岩下誠編 『福祉国家と教育——比較教育社会史の新たな展開に向けて——』

江 口 怜

はじめに

本書は、2002年に結成された比較教育社会史研究会のこれまでの研究蓄積（『叢書・比較教育社会史』全7巻）を引き継ぎつつ、副題にある通り新たな展開の可能性を模索する中で、「福祉国家と教育」という視座から近現代世界史に迫ることを試みた挑戦的な著作である（昭和堂、2013年刊）。また、2011年度に今井康雄元教員の尽力により集中講義を開講された橋本伸也氏、研究室OBの岩下誠氏が編者に加わり、現院生の稲井智義氏も一部執筆に関わるという本研究室にとって縁の深い著作でもある。本書は、公開研究会（2012年3月14日）で報告された橋本「提議」を第I部に、同じ場で行われた個別報告と討議の記録を「応答と討議」として第II部に、研究会での討議を受けて執筆された依頼論文3本を収めた「討議」を第III部に据えて構成されており、目次は以下の通りである。

序（広田照幸）

第I部 提議

近現代世界における国家・社会・教育—「福祉国家と教育」という観点から（橋本伸也）

第II部 応答と討議

1 「長い十八世紀のイギリス」における教育をめぐる国家と社会（岩下誠）

2 日本近世公権力による人口と「いのち」への介入（沢山美果子）

討議のまとめ【遠い淵源】（杉原薫）

3 フランスにおける「公教育」とその多様な担い手たち—十九世紀前半の初等学校をめぐって（前田更子）

4 オスマン帝国における近代国家の形成と教育・福祉・慈善（秋葉淳）

討議のまとめ【ナショナリズム・世俗化・リベラリズム】（長谷部圭彦）

5 ドイツにおける社会国家形成と教育福祉職の成立—ジェンダーの視点から（小玉亮子）

6 前世紀転換期イングランドにおける教育の政治空間—ロンドン学務委員会における女性議員を中心に（内山由理）

討議のまとめ【福祉国家／社会国家への転轍】（稲井智義）

7 アメリカ型福祉国家における連帯の問題（長嶺宏作）

8 福祉国家と教育の関係をどう考えるか（広田照幸）

討議のまとめ【福祉国家・社会主義・新自由主義】（塩崎美穂）

第III部 討議

1 二〇世紀福祉レジームの形成と教育をめぐる諸問題—日本の経験に即して（森直人）

2 東欧近現代史から見た「市民社会」（姉川雄大）

3 新自由主義時代の教育社会史のあり方を考える（岩下誠）

あとがき（橋本伸也）

第II部は、橋本提議（以下、提議）の中の時期区分「遠い淵源」（18世紀）、「ナショナリズム・世俗化・リベラリズム」（19世紀）、「福祉国家／社会国家への転轍」（20世紀への転換期）、「福祉国家・社会主義・新自由主義」（20世紀の展開から21世紀へ）に、それぞれ専門とする地域の状況を通して応答するという形を取っている。そこでまず、以下では本書全体の起点となった提議の内容を概観しよう（以下、本書の頁数は【】で記す）。

近現代世界における国家・社会・教育—橋本提議

70頁超に及ぶ長大な提議では、初めに比較教育社会史研究会で共有されてきた問題関心が確認される。その関心とは、既存の教育学への批判、その路線にあった伝統的教育史学への批判、そして歴史認識・社会認識を刷新する上で教育を対象とした歴

史研究を行うことの意義を考えること、の三つである。体制批判的な戦後教育学主流派は、「官製」教育学と「互いに教育の本来的な非政治性（非党派性）」をもって相手の政治性（党派性）を糾弾し、自己の正当化をはかるといふ話法【6頁】を共有し、脱政治化された教育固有の論理・価値を追求する中で、教育と政治・経済等の社会的諸関係の具体的分析を十分に進めることができなかつた。その影響下にあった教育史学でも、制度の「理念化」を図る制度史が主流となる中で、「教育と社会構造との歴史的な一体的把握」【8頁】という課題が置き去りにされ、80年代以降長らく棲み分けをしてきた歴史社会学や歴史学が空隙を縫うように教育史に接近した。そこで現在の教育史の課題は、「教育史叙述を歴史学や社会諸科学の問題関心と対話可能なものに再編」【9頁】することとなるが、特に重要なのはグローバル化の史的起源とその変遷を探究し、「国民国家的な事業としての学校教育の内包する歴史性を捉えるような議論を提供すること」【10頁】である。かくして、こうした課題への挑戦の試みとして、近現代世界における国家機能の底流に伏在し続け、現在世界各国が新自由主義の拡大の中でその転機にあって鋭く史的起源が問われている「福祉国家と教育」という視座が選び取られることになる。

ここで主題となる「福祉国家」は、本書では社会保障や狭義の福祉サービスの提供主体としての国家だけではなく、教育的契機も含めて「人々の生活の質の保障にかかわろうとする国家」(フランツ＝クサヴァ・カウフマン) という広義の意味で把握されている。これはかなり広義の把握であり、森論文では、提議においてこうした広義の介入的国家と、福祉国家として通常想定される「二〇世紀前半までに福祉資本主義の世界に兆し、中葉には明瞭に出現、第二次世界大戦後の経済成長のもと形成され、七〇年代以降現在にいたるまで再編の渦中にある特定の国家のあり方」とが「二重写し」になっている、と指摘されている【259頁】。とはいえ、この広義の福祉国家概念を設定することで、本書を通して教育と福祉のみならず、労働、衛生、保健・医療、矯正・治安といった諸領域と絡み合いながら国家の機能が変遷していく過程を長いスパンで総合的に捉え直すことが可能になっている。橋本はまた「教育を支えるエージェントあるいはアクターの複合性」【23頁】を捉え（「教育の複合体」論）、国家による一元的な制度的掌

握の過程として描かれてきた既存の「公教育」の歴史を刷新することを重視し、以下のようにその歴史叙述を試みていく。

橋本が福祉国家の「遠い淵源」として注目するのは、17世紀末から18世紀の啓蒙絶対主義君主らが「臣民の福祉と幸福」を掲げて「社会的紀律化」を進めた時代である。フィリップ・アリエスが、「子どもの学校への『隔離』」、「学校化」による子どもの道徳化」の進展の上で画期と位置づけたのもこの時代であり、啓蒙絶対君主は紀律化の手段として学校教育を採用し、同時に教育普及の度合いを測定する統計の技法や公衆衛生、都市計画等の領域を含む行政(ポリツァイ)学や官房学という学問が登場した。こうした動きは広くヨーロッパの多くの地域・国家に普及したが、国家にはまだ学校の管理を十全に行うだけの力量はなく、地方の領主や中間団体がまだ大きな裁量を握っていた。

続いて「十九世紀の展開」として注目するのが、国家存立の正統性の根拠を「国民」の同意に求める国民国家体制の成立、国家の世俗化と政教分離の深化、政治的・経済的自由主義の広がり、の三点である。19世紀には社会的成層構造に大きな変容が生じ、都市化や工業化の中で新たな階級関係が発生し、エリート階層では市民社会に応じた新しい集団が生み出され、「メリトクラシー」が浮上した。民衆教育の次元でも、工場法による児童労働制限や救貧院の「矯正教育」の試みとも呼応しつつ教育機会拡大が進み、それは単なる資本主義経済に適応した労働力創出という一方向の要求だけでなく、「児童労働に依存しない」家計と産業構造の登場、識字への渴望を刺激する情報媒体の流通等の複合的な要因によって生じていた。ジェンダーに注目すると、19世紀を通じて女性たちは公的世界から排除されて私的領域への封じ込めが進むが、他方では慈善・福祉や医療と並んで教育の担い手として社会活動を開始しており、「ジェンダー的分断線の融解ではなく、その変容」【43頁】が進行していた。

そして、続く前世紀転換期の数十年間にはより巨大な変貌が生じ、社会保険制度の整備等を通して「介入的な社会国家／福祉国家に向かう歩み」【44頁】が開始される。この時新たに発見された「社会問題」を科学技術と政策的対応によって解決しようと試みた国家は、その手段として教育を積極的に位置づけたのである。橋本はこの転換を実証するためにここ

で国家財政における教育財政支出の規模に着目し、「公教育」体制確立におけるこの時期の変化の重要性を指摘している。この時誕生した福祉国家の中に教育システムはどう接合されたのか、橋本は四つの点に注目している。第一に、義務教育制度の完成による教育機会保障が初等段階における教育の「平等化」を進めたこと。第二に、平等化を実現する教育福祉的施策として、就学援助が制度化され、また学校給食・学校衛生・学校保健等の様々な身体的・精神的保護が拡大されたこと。第三に、「社会問題」に取り組む専門分野の進展による新たな専門職養成機関と資格が誕生したこと。第四に、「社会問題」への着目と共に保護対象が拡大して、乳幼児保護や青少年保護（非行少年の矯正）、就労のための職業訓練、障害児者への教育的処遇の整備という形でそこに教育が織り込まれていったことである。

最後に、社会主義と福祉国家が併存した「短い二〇世紀」（エリック・ホブズボーム）及び社会主義が崩壊し新自由主義が席卷する「現在」を把握する際の視点として、四つの点が指摘される。第一に、各国が社会権・生存権規定と共に教育権を憲法上の権利として規範化し、教育を福祉国家的な法構造の中に有機的に組み込み、また同時に第二次世界大戦を経て国際法の中で教育権が国際的な規範とされたことである。個別国家を越えた国際規範化は国民教育大系と非親和的な展開可能性を生み出しつつある。第二に、戦後福祉国家体制を生み出した契機としての総力戦体制である。総力戦を戦い抜くための精神的・身体的動員の高度化の中で教育が重視され、それまで公民としての地位から排除されてきた人びとが国家有用の存在として「包摂」されていく。第三に、社会主義の問題である。福祉国家は社会主義の勢力拡大への対抗と階級融和への志向の中で誕生したが、ソ連の中でも同時に就業保障・公教育・医療・公衆衛生等の拡張が進んでおり、社会主義国家と福祉国家は「双子の現代国家」【61頁】として教育機会の拡大に努めていたのである。第四に、20世紀後半の西欧では社会保障と完全雇用を標榜するベヴァリッジ型福祉国家の形成と共に、民主主義社会の確立と経済発展のために高等教育にまで及ぶ教育機会拡大を目指した制度改革が徹底されたことである。この制度改革はその後平等化に「失敗」したと総括され、その先に到来したのが「新自由主義的な規制緩和と市場化と競争に基づく教育改革の時代であ

り、福祉国家の変容のもとでの教育戦略の変更、すなわち労働力の不断の質的更新のための教育と訓練の制度化＝『生涯学習』の時代であった」【63頁】。

「橋本提議とそれへの応答がもっとも鋭く対立したのは、二〇世紀後半を対象とした部分であった」【岩下論文301頁】とされるように、現在に近づくほどその歴史的对象化は困難になる。広田照幸は、橋本がここで政治や体制の要因を重視して「労働や雇用のような経済次元と福祉国家との関わり」を軽視していると批判する【239頁】。しかし、その広田自身が序の中で『それは無謀だ』といやがる橋本氏を説き伏せて用意してもらった【iv頁】と舞台裏を明かしているように、近現代世界史を貫通したこの歴史叙述は相当に冒険的なものであった。だが、この提議が示されたことで、異なる地域・時代を対象とする研究者の協働による探究の営みを始めることが可能になったのである。

以下、本書の議論に触発されながら筆者が重要と考える「教育と福祉・社会的なもの」、「境界・周縁のポリティクスの中の教育と福祉」、「福祉国家と国民国家・グローバリゼーション／連帯の困難と可能性」という視点から本書で提出された論点を確認していきたい。

教育と福祉・社会的なもの

本書を通読して気にかかったことの一つは、教育と「福祉」あるいは「社会的なもの」との関係である。提議においては「福祉国家」と「社会国家」が互換的に用いられ、森論文でも「〈社会的〉な実践（福祉）と〈教育的〉な実践（教育）」【260頁】という表現が用いられている。ドイツの社会的教育学（sozialpädagogik）の専門家である「教育福祉職」に着目した小玉亮子は、近現代ドイツ史家の川越修が一般的には福祉国家のドイツ語表記が社会国家であるとしつつ、「社会国家という概念を福祉国家概念より広く比較可能な概念として設定して」【170頁】おり、橋本提議もそれに倣ったものと解釈している。福祉国家と社会国家の概念の異同については本書全体を通して十分に論じられていないが、ここで押さえておくべきは、名詞としての「社会」ではなく、フランスやドイツの憲法に登場するような規範性を帯びた形容（動）詞としての「社会的（なもの）」がここでの焦点になっていることだろう。

市野川容孝は、1938年に内務省から独立する形で設立された厚生省は、当初「保健社会省」という仮称で設置要綱が出されたが、「社会主義」の連想を避けるためにその名称は棄却され、日本における「社会的」という用語への想像力が減退したとする²⁾。ただし、高岡裕之が述べるように、厚生省の名称としては、「国民体位の向上」を求める陸軍省の「衛生省」構想も当時存在した³⁾。このように日本の厚生省設置の過程を見るだけでも、社会(的)、保健、衛生といった概念の総体として、その領域がイメージされていたことがわかる。フーコーの近代統治論をくぐらせてこの問題に迫る白水浩信が注目するのは、橋本提議が「遠い淵源」に据えた17世紀末から18世紀にヨーロッパで成立した「ポリス=ポリツァイ」(行政)学であり、これは「貧民」を中心的な対象に置きつつも内務行政全般の領域を対象とするものであった。こうした観点からすれば個々の概念の相違よりも、福祉=幸福を目指して国家が行う予防的活動全般が問題になることになる⁴⁾。

「福祉国家welfare-state」という言葉は、第二次大戦期のイギリスにおいて「戦争国家warfare state」との対比で用いられ始めたときのように、決して歴史の古い概念ではない⁵⁾。本書が対象に据える領域を「福祉」と表現すべきか、「社会的なもの」と捉えるべきか、あるいは「生権力」の拡大といった方が適切なのか、これらはまだ課題として残されているように思われる。いずれにせよ、関連する諸概念・諸領域を総合するものとして本書が「福祉国家」を用いていることはまず確認しておくべきであろう

境界・周縁のポリティクスの中の教育と福祉

本書全体を通して印象的であったことは、まさにこの福祉的領域、「社会的なもの」の領域と教育が結びつくのは、孤児、不就学児童、労働児童、失業者といった生存の危機と隣り合わせにある社会的周縁・境界を生きる人々を包摂する試みにおいてであったことである。これはヨーロッパに限らず、近世日本の公権力も捨て子を重要な介入の対象に据え【沢山論文】、オスマン帝国においてもまず移民や浮浪者らが取締の対象として浮上した【秋葉論文】。そこで不可避に生じるのが、包摂の対象を弁別するための基準であり、例えば前世紀転換期のイギリスにおける就学支援の対象は「リスベクタブル」(自立

した生活のできる)や“デザービング”(望ましい道徳的な資質を持った)といった個人的な道徳的な資質【内山論文194頁】を選別基準として制限された。森直人が述べるように、中でも最も重要な分割線は「労働可能/不可能の二分法であり、『労働可能な窮民』には仕事を(そして雇用=社会保険による安全を)、『労働不適格な無能力者』には『救済を受ける権利』に基づいて扶助=救済を、という二重性が福祉国家構想には刻印される」【267頁】。そして、「労働不可能」とされた人びと(高齢者/疾病者/障がい者/女性/子ども等)は「無能力」性の根拠に応じて、異なる制度・実践の対象に篩い分けられていく。この分類の実践を根拠づけた科学的言説(心理学・犯罪学・社会病理学etc.)の形成過程を追うことも本書の問題設定に通じる重要な検討課題となるだろう。

本書ではまた、ここで包摂の客体として措定された人びとが、単なる国家・行政の介入の対象としてのみあったのではないことにも注意が払われている。岩下誠は、国民国家論や規律化論だけでは「人びとの生の営みにとって教育がどのような意味を持っていたのか」【306-7頁】を明らかにすることは難しいとして、デイヴィッド・ヴィンセントの労働者のリテラシー獲得・活用に関する研究や、労働と生活の統一的把握を目指した大門正克の「生存の歴史学」の試みに着目している。沢山美果子も、貧民の生存戦略を表現する「メイクシフト・エコノミー(生存維持の経済)」論が、「貧民たちが、単なる慈善の受け手ではなく、さまざまなレトリックを巧みに用いながら救済を引き出す主体性を持っていたこと」を明らかにしつつあることに着目している【106頁】。

本書ではさらに、「福祉の複合体」論に倣って「教育の複合体」論の可能性が俎上に挙げられたが、社会的に周縁化された人びとの包摂を巡って、直接に彼・彼女らと関わることになった教育や福祉の諸アクター(社会活動家としての慈善事業家、セツラー、ジャーナリスト、及び行政機構の末端に位置づく教師、ソーシャルワーカー、カウンセラー等)が抱えた具体的な葛藤場面にまで踏み込んだ検討が見られないのは、ないものねだりとは承知しつつ残念ではある。筆者が印象的だったのは、森直人が挙げた例、「家で食事にありつけない子どもたちが学校の保健室で養護教諭の確保した一本の牛乳とわずかばかりの菓子パンでかろうじて一日の始まりに腹をまぎら

す現実」の中に、〈教育的〉な文脈で引き受けようとする教師の使命感が見られ、そのこと自体が〈教育的〉な実践と〈社会的〉な実践との日本における分節化の反映としてあるという指摘である【274頁】。誰が、どのようにして社会的に周縁化された人びとに向き合うことが想定されたのか、その担い手となる諸アクターと国家・行政との競合・共謀・葛藤の様相、そして包摂の対象とされた人びとの主体性がどのようにそれらとせめぎ合いながら福祉国家を展開させたのか、これらは本書の問題提起を引き受けつつ今後取り組むべき重要な問いであろう。

福祉国家と国民国家・グローバリゼーション ／連帯の困難と可能性

本書の魅力の一つは、一国史的な叙述から脱け出して世界的な構造変動を統合的に把握しようという挑戦にあり、これまで教育史叙述に登場することの少なかったオスマン帝国や東欧にまで目配りがなされている。橋本伸也は、「かつての先進国における福祉国家的な繁栄と幸福が、第三世界の貧困と因果連関的に抱き合わせであったという事実も忘れられるべきではない」【325頁】として、一国史に閉じた福祉国家の発展史的叙述の問題を指摘する。

さらに、姉川雄大が「市民社会は、それ自体が社会的（階級的）・ジェンダー的な排他性や国民的規範による排除を含んで成立した」【292頁】と述べているように、一国内における包摂と排除の重層性を明らかにすることも重要であろう。国内の非国籍者やエスニック集団、またその他の被差別マイノリティ（日本の場合、被差別部落、ハンセン病患者、アイヌ等）の教育・福祉領域における包摂と排除の問題については既に多くの研究があるが、本書で論じられた福祉国家の展開という文脈でそれらを再解釈して見ることも今後の重要な課題であろう⁶⁾。

長嶺論文や広田論文が可能性を持った概念として提出した「連帯」の範囲という問題もここに関わるだろう。長嶺は、1960年代以降のアメリカにおける福祉政策の進展は、黒人、女性、障がい者などを取り込むことで社会的リスクを包摂し国家の正当性を勝ち取ってきたが、その進展の中で利害関係者が増えたことによって社会的連帯自体が傷つけられた側面があったと言ひ、改めて再分配の政治を機能させるために「われわれ」という認識を共有することの

重要性を指摘する。広田もまた、教育の一つの機能として、「他者との交流や社会理解を通して、社会の能動的形成者、社会連帯を生み出す」【245頁】側面に可能性の萌芽を見出しつつ、その先には共同体の一体化を志向する連帯か、価値の多元性を含み込んだ連帯か、という分かれ道があるという。橋本も指摘するように、近年は福祉国家の弱体化の中で国民国家を単位としたその再生に期待をかける論者も多く【324頁】、グローバリゼーションに押し流されるだけでない国家を越えた連帯の可能性をどこに見出すかは難しい課題である。昨今の日本における生活保護受給者パッシングは、「労働可能」にも関わらず保護を受給する人びとというイメージから連帯の範囲を狭めようとする「古典的」とも言える反応であるし、ヘイトスピーチに象徴される排外主義が「在日特権」を仮想敵として構築しながら批判するのも、連帯の範囲を狭めることで共同性を再活性化しようという試みと見ることが出来る。「誰も排除しないし排除されない」⁷⁾連帯の可能性をどこに見出すことができるのか、改めてそうした視座から「福祉国家と教育」の長い歴史を振り返ってみる必要があるのではないだろうか。

終わりに—可能性はどこにあるか

本稿は、比較教育社会史の試みを、やや性急に現代的な課題に引きつけ過ぎているだろうか。しかし、本書自体が開かれた問題提起の書としてあり、近年の国家の福祉的機能衰退による「生存をめぐる危機」【19頁】への注目が通底する一つのテーマとなっていたことを考えれば、あながち強引な読み取りでもないと思われる。野宿者問題の現場に長年関わり続ける生田武志は、非正規雇用が広がる現状を日雇い労働者がホームレス状態に落ち込んでいった歴史と重ね合わせながら「日雇い労働者がリハーサルし、フリーターが本番をやっている」と表現し、今後野宿生活者の問題が大規模に日本社会に拡大することに懸念を示している⁸⁾。路上にあふれ出た生存の危機にある人びとを対象に据えながら福祉国家や「社会的なもの」が立ち上がったことを考えれば、形を変えながらも、類似の実践が今後表面化していく可能性は否定できない。

それでは、可能性はどこにあるのか。岩下誠は「教育の役割や機能をトータルな生存保障—あるいは

注

『福祉＝幸福wellbeing』—という視点から、教育以外の領域との関係性を考慮しつつ再設定」【305頁】する社会構想の必要性を示唆する。市野川容孝は、『『社会的なもの』が、依然として生一権力の圏域の内部にとどまるものでしかないとしても』、その内部で生権力の形式を「異化」していく可能性をその政治的理念としての側面に見出そうとする⁹⁾。一方白水浩信は、『《教育 (education)》が《食》を通じた《養生》の営みそのものであって、まさに《福祉 (well-being)》である』ことを見つめ直すことの中に希望を見いだす¹⁰⁾。

筆者は、森直人が《実践—主体》の領域として示したような、ミクロな出会いにおける応答関係の中で、怒り、悲しみ、嫌悪、願いとといった情念の渦巻きのみで立ち上がった諸実践を対象に据えながら、橋本提議が示した社会構造史と切り結ぶ歴史叙述を行なっていくことに一つの研究実践の可能性を見出したいと模索している。本書は、こうした展望に向けて踏み出す勇気を与えてくれる貴重な書となっている、ぜひ一読をお奨めしたい。

- 1) 市野川容孝『社会』（岩波書店、2006年）vi～vii頁。
- 2) 市野川容孝・宇城輝人編『社会的なもののために』（ナカニシヤ出版、2013年）ii～iii頁。
- 3) 高岡裕之『総力戦体制と「福祉国家」』（岩波書店、2011年）。
- 4) 白水浩信『ボリスとしての教育』（東京大学出版会、2004年）、同「教育・福祉・統治性」『教育学研究』第78巻2号（2011年）。
- 5) 広井良典『日本の社会保障』（岩波新書、1999年）2頁。
- 6) 被差別マイノリティの包摂と排除を巡っては、ひろたまさき『差別からみる日本の歴史』（解放出版社、2008年）、倉石一郎『包摂と排除の教育学』（生活書院、2009年）、黒川みどり編著『近代日本の「他者」と向き合う』（解放出版社、2010年）等を参照。
- 7) 前掲、『社会的なもののために』28頁。
- 8) 生田武志「フリーター≠ニート≠ホームレス」『フリーターズフリー』Vol.1（2007年）。
- 9) 前掲、『社会的なもののために』4頁。
- 10) 前掲、白水浩信「教育・福祉・統治性」57頁。